

熊本県環境審議会水保全部会 の概要について

令和8年1月28日

熊本県環境生活部環境局環境保全課

熊本県環境審議会水保全部会 審議事項

- 1 令和8年度(2026年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

熊本県環境審議会について

- 環境基本法第43条第1項の規定に基づく審議会又は合議性の機関
- 熊本県環境基本条例第12条第1項に基づき、熊本県環境審議会を設置
- 熊本県環境基本条例第16条第1項に基づき、審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
→水保全部会を設置

(他の部会)自然保護部会、鳥獣部会、温泉部会

水保全部会の事務分掌について

- 1 環境基本法第16条に基づく公共用水域の類型指定に関すること
- 2 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例に関すること
- 3 水質汚濁防止法第16条に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画に関すること
- 4 熊本県生活環境の保全等に関する条例に関すること
- 5 熊本県地下水保全条例に関すること
- 6 その他、公共用水域の水質及び地下水の保全に関すること

(熊本県環境審議会要綱から抜粋)